

『しまだ元気市』出店要項

[開催概要]

◆目的

おび通りにて定期的に露店を出すことにより、おび通りの露店市を定着させ、にぎわいをつくりだし、ひいては島田の商店街の活性化につなげることを目的に開催する。

◆開催日時

朝市 (9月～5月)：第4日曜日 午前9時から午後0時30分まで

夕涼み市 (6月～8月)：第4日曜日の前日の土曜日 午後5時から午後8時00分まで

※周辺地域の催事により、開催日時は変更する場合があります。

申し込み締め切り 開催月の5日まで

◆会場

おび通り

◆主催・共催

主催：しまだ元気市実行委員会

共催：(株)まちづくり島田、島田市、島田商工会議所、島田掛川信用金庫、島田市商店街連合会

[出店対象]

◆出店内容

各種商品、地場産品、農産物の展示・販売、事業所PR等

◆申込資格

島田市に居住する住民、事業所、団体等および実行委員会が適当と認めたもの。

(島田市内の事業所、団体の出店を優先させていただきます。)

[出店について]

◆出店区画

- ・1区画スペース 間口約3メートル×奥行約3メートル
- ・持ち込みテントは間口3メートル、奥行2.7メートル以下
- ・机・イスなどは各自用意ください。
- ・出店位置は事務局にて決定します。

◆出店料

1区画	2,000円 ※複数区画使用の場合は、1区画追加につき1,400円←変更
-----	--------------------------------------

◆備品レンタル：

テーブル(1,820×750×740ミリ)	500円
耐荷重 100kg	※1申込者原則1台。申込者少数の場合2台可。

◆陳列・販売等

- ・商品や出品物、現金の管理は、出店者各自にて管理してください。
- ・夕涼み市開催の際、会場全体のライトアップは主催者が行いますが、出店区画によって手元が暗くなる場合がありますので、出店者各自で照明を用意してください。
- ・日よけ、風よけ、商品の吊るし等は出店者各自で用意してください。

◆各種届け出

税務署、保健所等の許認可あるいは届け出が必要な方（飲食、酒類）は必ず手続きを完了してください。

◆搬入・搬出

- ・おび通りは、終日車両の進入は出来ません。
- ・出店者は開催時間より前に会場から撤収することは出来ません。

◆注意事項

出店者の責の生じる事故等については、出店者により賠償していただきます。

万が一の事故に対応できるよう、出店者自身で賠償責任をカバーする保険に加入してください。

- ・持ち込みテント等の設置物は風で飛ばされないよう重石などで固定するなど十分注意して、強風が予想される場合は天幕を張らないようにして下さい。
- ・出店者の持ち込みテント及び什器等による事故には、主催者は責任を負いません。
- ・出店者間及び出店エリアでの対人・対物トラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
- ・天災等、不可抗力の原因で開催中止になった場合、それによって生じた損害については補償しません。
- ・酒類を販売する場合は、未成年者や車での来場者には絶対に提供しないでください。
- ・衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないようご注意ください。
- ・平成26年8月1日より施行される島田市火災予防条例の一部改正に伴い、対象火気器具等（気体・液体・固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具）を使用する場合には、申し込みの際必ず使用器具の申告を行い、当日は消火器を持参してください。
- ・火気を使用する出店者でガソリンを貯蔵・取扱う場合は、ガソリンの特性や危険性について十分留意してください。ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵し、発電機等に注油する際は、圧力調整弁の操作等容器の説明書に従って適正に取り扱ってください。
- ・火気を使用する出店者でガスコンロ等を使用する場合は、ガス漏れを防ぐためゴムホース等の点検を行ってください。またプロパンガスの使用は、直射日光の当たらない通気の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。
- ・申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと認められた場合は、開催期間中であっても出店を停止する場合があります。
- ・下記のものを持ち込む事、展示、販売することを禁じます。
 1. コピー商品（模造品）及び盗品、またはそれに類すると判断するもの。
 2. 違法商品並びに麻薬類及び違法商品ではなくともそれに類すると判断するもの。
 3. 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品など）
 4. 混雑した会場内で運搬に危険が伴うもの。
 5. 運搬に際して来場者の迷惑となるもの。
 6. 契約商品（不動産関係、金融関係、携帯電話、通信関連など）無形財産の販売。（ただし、企業出店などで事務局の許可を受けた物品、サービスについては除く）
 7. **販売に際し多量の煙等を輩出し、周辺の商店や出店者の迷惑となるもの。** ←追加
 8. 上記の他、主催者が不相当と判断したもの。

[その他]

◆事故等の対応について

主催者は、出店物や出店者持ち込みの仕器・備品などにより、会場内や駐車場等周辺区域で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。

◆ごみ処理

- ・終了後は出店位置周辺を清掃し、ごみは必ず出店者が持ち帰ってください。
- ・クギ、画鋸、ダンボールのホチキス等は必ず拾ってください。

◆中止について

- ・雨天の場合は中止となります。(但し小雨決行)
- ・開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日に主催者が行います。
※判断時間：朝市は朝7時、夕涼み市は昼12時。
- ・当日の連絡先は、地域交流センター歩歩路 (TEL0547-33-1550) です。

[出店までの流れ]

出店要項を理解し出店申込書に記入の上、事務局まで提出してください。(FAX可)

※原則、開催月5日が申し込みの締め切りです。

↓

主催者にて出店の可否並びに区割りを決定します。

※出店希望者が多数の場合は、厳正な抽選を行い、可否を決定します。

※出店位置は、出店申し込みの状況を考慮し、事務局にて決定します。

↓

開催日までに区割り表を送付します。(約1週間前)

↓

当日、元気市会場の各出店場所にて出店料の徴収を行います。

◆各種感染症対策について

- ・開催時において国県市の指示などがある場合には、そちらに従ってください。

【お問い合わせ・お申し込み先】
しまだ元気市実行委員会事務局
【島田市地域交流センター歩歩路 内】
【(株)まちづくり島田】
〒427-0022 島田市本通3丁目6-1
TEL 0547-33-1550 FAX 0547-33-1565

令和 年 月 日

しまだ元気市実行委員会 行 (FAX 0547-33-1565)



しまだ元気市 出店申込書

開催日時	令和 年 月 日 ()		開催月の5日 必着でお願いします。
	令和 年 月 日 ()		
朝市 時~12時30分 夕涼み市 17時~20時30分	周辺地域の催事により、開催日時/時刻は変更になる場合があります		
出店者名 (屋号・グループ名)			
ご担当者様 お名前	必ずご記入下さい。		
所在地	〒		
連絡先	TEL		
	FAX		
	携帯		
出店形態 該当する項目に、 し点を記入して下さい	<input type="checkbox"/> 物販 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> PR	・会場内で調理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
出店内容	*出品する商品名やPRについて出来るだけ詳しくお書き下さい。		
申込区画数	() 区画	商品テーブル借用	<input type="checkbox"/> 有 (台) <input type="checkbox"/> 無
持ち込み テント・什器	テント <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 什器 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	火気使用 <u>※必ず申告して ください。</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ガスボンベ (kg) <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 予備燃料 (ℓ) <input type="checkbox"/> その他 ()
*注意事項 ①各項目の該当する「 <input type="checkbox"/> 」にし点を記入してください。 ②出店形態の飲食については、更に会場内で調理の有無について記入をお願いします。 ③出店場所は実行委員会にて決定させていただきますのでご了承ください。			
上記の内容及び別紙出店要項の内容に 同意した上で、出店申し込みをします。 ※署名捺印をお願いします。		氏名	